

平成24年度（第8期）

知床・羅臼まちづくり基金
中間報告書



世界自然遺産の町・知床らうす

北海道羅臼町

社会投資家である寄付者や町内外のみなさまへ

みなさまにおかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本町のまちづくりに格別のご支援、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

ここに、知床・羅臼まちづくり基金（以下、基金）の平成24年度（第8期）中間期報告をさせていただきます。

この基金は、渡辺清氏（寄付市場協会【J a D o M a C】会長）のご提案を受けて平成17年6月（北海道で4番目、全国で7番目）に導入いたしました。基金の仕組みは、町が提示した政策メニューの中から寄付者の方々が寄付金で選択することから、選挙に例えて「寄付による投票」と呼ばれています。寄付者の社会的ニーズを寄付金という形で汲み取り、政策に反映させようとするものです。この意味において、寄付者は「もう一人の投票者」とすると同時に公益（パブリックベネフィット）を受け取ろうとする「社会投資家」とも言えます。

平成17年7月に世界自然遺産に登録された「知床」に位置する羅臼町では、「知床の自然保護・保全事業」を柱とし、老朽化が著しい町内唯一の羅臼町立診療所の建設を目的とした「医療・保健・福祉のまちづくり推進事業（診療所建設事業）」、北方領土に隣接する町として、未だ進展のない北方領土問題の返還に向けた取り組みを行うための「北方領土返還運動事業」、また7月には老朽化した中学校の教育環境の整備を目的とした「中学校改築事業」を政策メニューに加えさせていただいたところです。

これらの政策メニューに対し多くの賛同者を得て、基金への寄付は、第1期16,239,441円、第2期22,669,000円、第3期5,829,400円、第4期6,856,411円、第5期24,618,497円、第6期で60,069,062円、第7期で22,054,314円となっており、これまでの総額は169,054,733円（平成24年9月末）に達しました。

一方、運用益として333,894円の基金利子が生じており、基金総額では169,388,627円となりました。

このことにより、診療所建設事業に寄せられた基金をもとに羅臼町診療所を改築し、名称も新たに知床らうす国民健康保険診療所として7月に開設することができ、長い間休止しておりました24時間救急医療体制も再開されました。

これもみなさまのご支援、ご協力の賜物でございます。心よりお礼申し上げます。

地方自治を取り巻く環境は、「平成の大合併」や「三位一体改革」などによって激変をしており、加えて人口減少、少子高齢化が、今後ますます進むことが推測されます。

当町においても、こうした環境の変化を背景に「地域格差」や「医療格差」といった格差社会に直面しており、財政的にも大変厳しく、町政運営も極めて厳しい状況の中、いまだ医療スタッフが不足しており町民の生命を守る医療体制に支障が生じている状況にあります。

こうした中で、自立のまちづくりを目指している羅臼町にとっては、今後も厳しい町政を余儀なくされるものと思われ、寄付を通じた新たな地方自治を確立すべく努力してまいりたい所存であります。ご寄付いただいた寄付金は、その目的を達成するために有効に活用させていただき、「世界自然遺産・知床」を保護し、将来を担う次世代に引き継ぐほか、町民が安心して暮らせ

る地域社会、住民参加の自治体運営を目指して参りたいと考えております。

みなさまにおかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成24年10月

羅臼町長 脇 紀美夫

知床・羅臼まちづくり基金状況報告

1 寄付の概況

平成24年度（第8期）中間期は、総額10,718,608円、延べ16件の寄付の申し込みがありました。

政策メニュー別では、「知床の自然保護・保全事業」が9,387,608円で4件、「医療・保健・福祉のまちづくり推進事業」が781,000円で9件、「北方領土返還運動事業」が500,000円で2件、また、あらたに政策メニューに加えられました「中学校改築事業」に50,000円1件でした。

地域別では、町内が851,000円で10件、町内を含まない道内が867,608円で3件、また、道外では東京都が300,000円で1件、大阪府が8,700,000円で2件となっており、道外の各地域の総計は9,000,000円で3件となっています。

個人・団体別では、個人が1,261,000円で10件、団体が9,457,608円で6件となっており、個人1件当たりの平均額は126,100円、団体の1件当たりの平均額は1,576,268円となっています。

2 基金の処分

「知床の自然保護・保全事業」については目標額に達しているため、基金の一部を使用してルサ地域から相泊地区へのヒグマ及びエゾシカ侵入防止対策事業を行いました。

「医療・保健・福祉のまちづくり推進事業（診療所建設事業）」については、7月に開設されました「知床らうす国民健康保険診療所」の建設費へ充当されております。

「北方領土返還運動事業」については目標額に達しておりますが、優先事業について検討中であり基金処分は行っておりません。

今後、より良い有効活用を図り、事業を展開していきます。

【過去の基金の処分】

年 度	知床の自然保護・保全事業	診療所建設事業	北方領土返還運動事業
平成22年度	—	—	682,500円 (啓発看板修繕)
平成23年度	3,120,255円 (ヒグマ及びエゾシカ 侵入防止対策事業)	136,730,000円 (診療所建設事業)	

3 寄付の受入れデータ

(1) 年度別データ

(単位：件数=件・人数=人・金額=円)

	平成20年度以前		平成21年度		平成22年度	
	寄付額	件数	寄付額	件数	寄付額	件数
知床の自然 保護・保全事業	4,614,280	59	429,111	4	425,218	3
医療・保健・福祉 まちづくり事業	42,045,972	131	23,689,386	34	59,038,844	51
北方領土 返還運動事業	4,904,000	17	500,000	2	605,000	4
指定なし	30,000	3	—	—		
合計	51,594,252	210	24,618,497	40	60,069,062	58
運用益	245,166	—	46,536	—	17,716	—
基金取り崩し	—	—	—	—	682,500	—
基金合計						

	平成23年度		平成24年度		合計	
	寄付額	件数	寄付額	件数	寄付額	件数
知床の自然 保護・保全事業	5,592,541	6	9,387,608	4	20,448,758	76
医療・保健・福祉 まちづくり事業	15,761,773	44	781,000	9	141,316,975	269
北方領土 返還運動事業	700,000	4	500,000	2	7,209,000	29
中学校改築事業			50,000	1	50,000	1
指定なし	—		—	—	30,000	3
合計	22,054,314	54	10,718,608	16	169,054,733	378
運用益	24,476	—	—	—	333,894	—
基金取り崩し	139,850,255	—	—	—	140,532,755	—
基金合計					28,855,872	378

	平成20年度以前			平成21年度			平成22年度		
	寄付額	件数	人数	寄付額	件数	人数	寄付額	件数	人数
個人・団体	51,594,252	210	194	24,618,497	40	40	60,069,062	58	55
うち個人	4,934,619	87	80	4,960,000	10	10	16,395,000	33	30
うち団体	46,659,633	123	114	19,658,497	12	12	43,673,012	24	24
匿名のため不明	—	—	—	—	—	—	1,050	1	1
地域別	51,594,252	210	194	24,618,497	40	40	60,069,062	58	58
うち町内	36,512,300	124	118	22,039,386	13	13	56,397,794	43	41
うち道内 (町内除く)	9,205,952	34	32	2,079,111	4	4	3,160,218	10	10
うち全国 (町内・道内除く)	5,876,000	52	44	500,000	5	5	510,000	4	3
匿名のため不明	—	—	—	—	—	—	1,050	1	1
1件あたり寄付額	245,687			615,462			1,035,673		
個人1人あたり寄付額	56,720			310,000			546,500		
団体1組あたり寄付額	379,347			819,104			1,819,709		

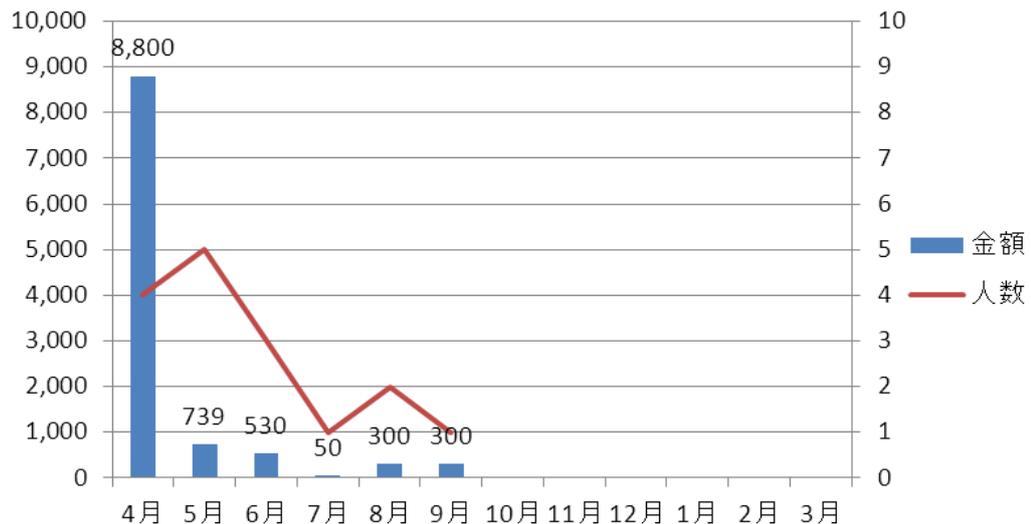
	平成23年度			平成24年度			前年対比(22対23年度)		
	寄付額	件数	人数	寄付額	件数	人数	寄付額	件数	人数
個人・団体	22,054,314	54	50	10,718,608	16	16	36.7%	93.1%	90.9%
うち個人	12,575,000	36	32	1,261,000	10	10	76.7%	109.1%	106.7%
うち団体	9,479,314	18	18	9,457,608	6	6	21.7%	75.0%	75.0%
匿名のため不明		—	—	—	—	—	—	—	—
地域別	22,054,314	54	50	10,718,608	16	16	36.7%	93.1%	90.9%
うち町内	14,630,362	36	32	851,000	10	10	25.9%	83.7%	78.0%
うち道内 (町内除く)	1,773,952	13	13	867,608	3	3	56.1%	130.0%	130.0%
うち全国 (町内・道内除く)	5,650,000	5	5	9,000,000	3	3	1,107.8%	125.0%	125.0%
匿名のため不明				—	—	—	—	—	—
1件あたり寄付額	408,413			669,913			39.4%		
個人1人あたり寄付額	392,969			126,100			71.9%		
団体1組あたり寄付額	526,629			1,576,268			28.9%		

(2) 月別データ

(単位：件数=件・人数=人・金額=円)

	知床の自然 保護・保全事業		医療・保健・福祉 のまちづくり事業		北方領土 返還運動事業		中学校 改築事業		未指定		合 計		
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	人数
4月	8,500,000	1	300,000	3	0	0	0	0	0	0	8,800,000	4	4
5月	387,608	2	351,000	3	0	0	0	0	0	0	738,608	5	5
6月	500,000	1	30,000	2	0	0	0	0	0	0	530,000	3	3
7月	0	0	0	0	0	0	50,000	1	0	0	50,000	1	1
8月	0	0	100,000	1	200,000	1	0	0	0	0	300,000	2	2
9月	0	0	0	0	300,000	1	0	0	0	0	300,000	1	1
10月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間期 合計	9,387,608	4	781,000	9	500,000	2	50,000	1	0	0	10,718,608	16	16
第8期 合計	9,387,608	4	781,000	9	500,000	2	50,000	1	0	0	10,718,608	16	16

月別グラフ

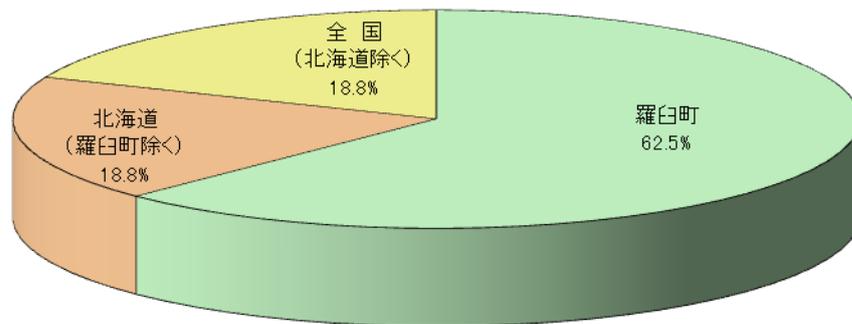


(3) 地域別データ

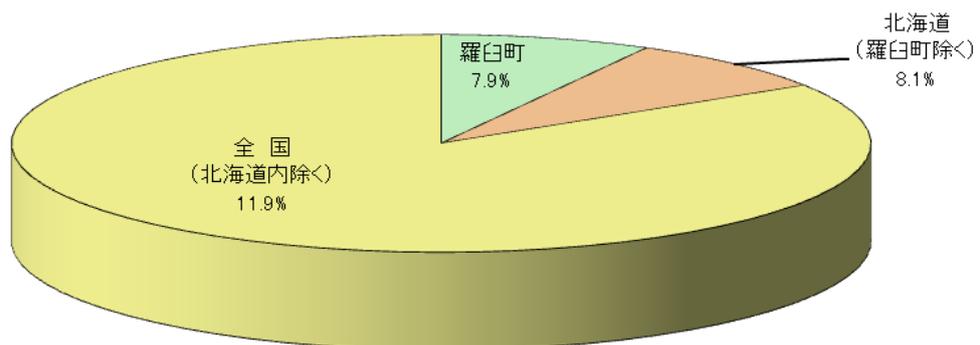
(単位：件数=件・人数=人・金額=円)

	知床の自然 保護・保全事業		医療・保健・福祉 まちづくり事業		北方領土 返還運動事業		中学校 改築事業		指定なし		合 計		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	人数	金 額
羅臼町	1	30,000	8	771,000	-	-	1	50,000	-	-	10	10	851,000
北海道 (羅臼町除く)	2	857,608	1	10,000	-	-	-	-	-	-	3	3	867,608
全 国 (北海道内除く)	1	8,500,000	-	-	2	500,000	-	-	-	-	3	3	9,000,000
東京都	-	-	-	-	1	300,000	-	-	-	-	1	1	300,000
大阪府	1	8,500,000	-	-	1	200,000	-	-	-	-	2	2	8,700,000
埼玉県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間期合計	4	9,387,608	9	781,000	2	500,000	1	50,000	-	-	16	16	10,718,608
第8期合計	4	9,387,608	9	781,000	2	500,000	1	50,000	-	-	16	16	10,718,608

地域別人数



地域別金額

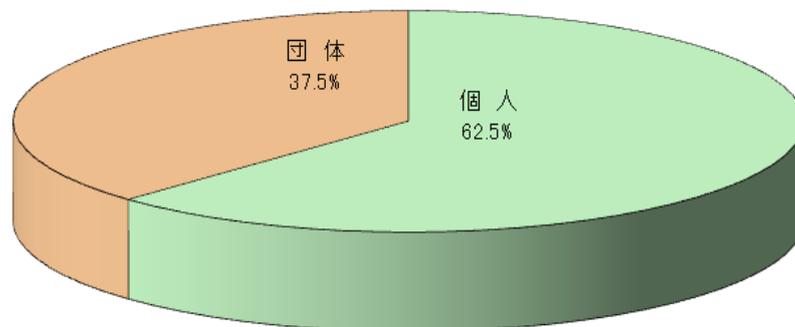


(4) 個人・団体別データ

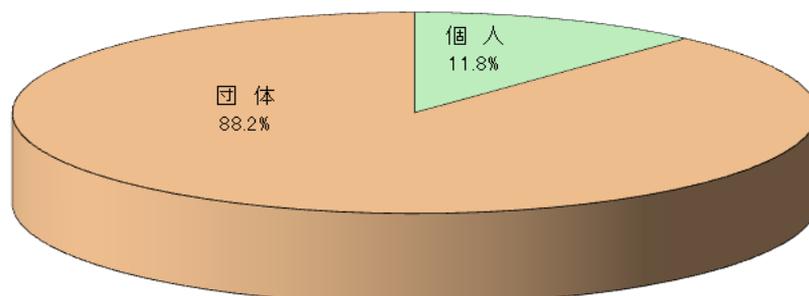
(単位：件数＝件・人数＝人・金額＝円)

	知床の自然 保護・保全事業		医療・保健・福祉 まちづくり事業		北方領土 返還運動事業		中学校改築事業		指定なし		合 計		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	人数	金 額
個 人	2	530,000	8	731,000	-	-	-	-	-	-	10	10	1,261,000
札幌 らうす会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東京 らうす会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
団 体	2	8,857,608	1	50,000	2	500,000	1	50,000	-	-	6	6	9,457,608
札幌 らうす会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東京 らうす会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
匿名のため不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間期合計	4	9,387,608	9	781,000	2	500,000	1	50,000	-	-	16	16	10,718,608

個人・団体別人数



個人・団体別金額



(5) 個人の寄付者の方々

氏名	住所	政策メニュー			
		知床の自然保全	医療・保健・福祉	北方領土返還	中学校改築
村田 君子	北海道羅臼町	—	50,000	—	—
村元 久雄	北海道羅臼町	—	50,000	—	—
佐々木八千榮	北海道羅臼町	—	300,000	—	—
鹿又 芳弘	北海道羅臼町	30,000	—	—	—
望月 武彦	北海道羅臼町	—	20,000	—	—
小尾 和子	北海道札幌市	500,000	—	—	—
杉中 正人	北海道札幌市	—	10,000	—	—
山下 和恵	北海道羅臼町	—	100,000	—	—

掲載の順序については、寄付の受付日順で表記しています。

(6) 団体の寄付者の方々

氏名	住所	政策メニュー			
		知床の自然保全	医療・保健・福祉	北方領土返還	中学校改築
(有)知床ネイチャークルーズ	北海道羅臼町	—	50,000	—	—
ダイキン工業(株)	大阪府大阪市	8,500,000	—	—	—
北海道コカ・コーラボトリング(株)	北海道札幌市	357,608	—	—	—
羅臼ライオンズクラブ	北海道羅臼町	—	—	—	50,000
宗教法人念法眞教	大阪府大阪市	—	—	200,000	—
U I ゼンセン同盟	東京都千代田区	—	—	300,000	—

※ 掲載の順序については、寄付の受付日順で表記しています。

4 基金の歩み

- 平成17年 4月26日 まちづくり講演会で、渡辺清氏（旧 NPO 法人ホームタウン・ドナー・クラブ）が『寄付による投票条例で個性的なまちをつくろう』と題して講演。町民約84名が参加。
- 平成17年 5月13日 羅臼町自立プラン検討委員会に、通称「寄付による投票条例」の設置について意見聴取。多数の委員から、早期に条例設置の意見が上がる。
- 平成17年 6月22日 議会に条例案を提案し、全会一致で可決。
- 平成17年 7月20日 全日空が社会貢献事業の一環として、ANAマイレージ会員に対して世界自然遺産・知床の保全事業のために寄付マイルの募集を始める。期間は8月31日までで、寄付額は28万円に達する。
- 平成17年10月13日 静岡県掛川市議会が世界自然遺産と知床・羅臼まちづくり基金について視察。
- 平成17年12月26日 寄付金が1,000万円を超える。
- 平成18年 5月 9日 静岡県三島市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察。
- 平成18年 5月18日 東京都国分寺市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察。
- 平成18年12月28日 寄付金が3,000万円を超える。
- 平成19年 7月18日 埼玉県戸田市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察。
- 平成20年 8月20日 寄付件数が200件に達する。
- 平成20年10月31日 寄付金が5,000万円を超える。
- 平成22年 2月24日 寄付金が7,000万円を超える。
- 平成22年 3月26日 「知床の自然保護・保全事業」の寄付金額が概算事業費に達する。
- 平成22年 6月11日 「北方領土返還要求運動事業」の寄付金を取り崩し北方領土返還啓発看板の修繕を行う。
- 平成22年 6月24日 寄付金が8,000万円を超える。
- 平成22年10月 7日 紋別郡興部町議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察
- 平成22年12月22日 寄付金が10,000万円を超える。
- 平成23年 9月30日 寄附金が15,000万円を超える。

【監修】寄付市場協会（J a D o M a C）会長 渡辺清

知床・羅臼まちづくり基金の概要

1 知床・羅臼まちづくり基金の目的

住民の方々が寄付という形で、積極的にまちづくりに参加できることは、町の本来の姿です。住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力あるまちづくりを目的としています。

2 寄付の使い道

知床・羅臼まちづくり基金へ寄せられた寄付金は、基金として積み立てます。基金は必要に応じて取り崩し、4つの特定の事業に使われます。

※ 特定事業については、別紙政策メニューリストを参照願います。

3 寄付の申し込み方

① 「寄付申込書」で寄付の使い道を指定し、お申し込み下さい。

(寄付の使い道の指定のない場合は、町長が使い道を決定します。)

- ・羅臼町役場担当窓口での申し込み
- ・電話、メール、FAX、郵送などでの申し込み

※ 役場窓口以外（電話、FAX、郵送）で申し込みされた方へは、役場より寄付金申込書・パンフレット・返信用封筒・振込案内を送付致しますので、返信用封筒にて寄付申込書を返送願います。

② 申し込みいただいた方には羅臼町より振込のご案内をさせていただきますので、指定の口座へお振込みください。

(振込み手数料については、本人負担となりますのでご了承願います。)

※ 役場窓口で申し込みされた場合は、直接窓口でご寄付していただくことも可能です。

※ 知床・羅臼まちづくり基金をかたった寄付の強要など、不当な請求が予想されることから、これらを防止するため、本基金は寄付申込書を役場に送っていただき、指定の口座へ送金していただくこととしています。

4 寄付金の額

- 1口5,000円を基本として、何口でも受け付けます。

5 問い合わせ先

- 知床・羅臼まちづくり基金に関するお問い合わせは、羅臼町役場企画振興課までお願い致します。〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

TEL : 0153-87-2114 FAX : 0153-87-2916

E-mail : kikaku.r@rausu-town.jp

- 知床・羅臼まちづくり基金については羅臼町のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.rausu-town.jp>

<政策メニューリスト>

(1) 知床の自然保護・保全事業

- 世界自然遺産の知床は、原生の自然環境と多様な生態系を保持しています。世界的にも貴重な知床の自然環境を人類共通の資産と考え、より良い形で後世に引き継いでいくことが必要です。
- 羅臼町では毎年、ボランティアで知床半島のゴミ拾いを実施していますが、知床半島周辺及び海岸線も含め漂着物が多く、知床の景観や自然環境に大きな影響を与えています。
- 漂着物の調査やビジターに対する自然環境知識の啓発などを含めた自然保護・保全を検討しています。環境の専門家などの意見を参考にしながら、随時最適な事業を実施する方針です。

当面の目標

事業内容：知床半島周辺及び海岸線ゴミ拾い・漂着物調査

(2) 医療・保健・福祉のまちづくり推進事業

- 世界自然遺産登録後、来町者の増加に伴う観光客の安全確保のための医療体制の充実が求められています。
- 事業内容：町民及び来町者のための医療体制の充実を図ります。

(3) 北方領土返還運動事業

- 北方領土は日本固有の領土であり、返還は日本国民の大きな願いです。
- 平成4年から北方四島に住むロシア人との相互交流（ビザなし交流）も積極的に行われ相互理解と交流も行われています。
- 羅臼町では元島民を中心に様々な返還運動を実施しておりますが、寄付を介して国民世論を更に喚起し、より充実した事業の展開を進めていきます。

当面の目標

事業内容：啓発施設の整備、啓発看板の設置、啓発物資、備品等の整備と各種啓発事業を実施します。

概算事業費額：看板等500万円 啓発物資の作成50万など

(4) 中学改築事業

- 羅臼町には市街地区に羅臼中学校及び八木浜地区に春松中学校の2校がありますが、羅臼中学校においては昭和43年に建築され築後44年が経過、春松中学校は昭和44年に建築され43年が経過しており、両校とも劣悪な状況にあり、教育活動に大きな支障をきたしているため、早急な改築が求められている。

- 両校ともに昭和57年以降に適用された耐震基準に適合していないことから早急な対応が求められている。

事業内容：老朽化した中学校の改築を実施し、教育環境の整備に努め、次代を担う子ども達の育成に努める。

寄付目標額：3億円

知床・羅臼まちづくり寄付条例及び施行規則

1 知床・羅臼まちづくり寄付条例

平成17年6月23日

条例第32号

(目的)

第1条 寄付金を財源として、寄付者の社会的投資を具体化することにより、寄付を通じた住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(基金の設置)

第2条 寄付者から収受した寄付金を適正に管理運営するため、知床・羅臼まちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、第1条の目的に対し寄付された寄付金の額とする。

(寄付金の使途指定等)

第4条 寄付者は、自らの寄付金を町長が別に定める事業のうち何れに充てるかを予め指定できるものとする。

2 寄付金のうち前項の指定がないものについては、諸般の事情を勘案して、町長が前項の寄付金の使途に係る指定を行うものとする。また、必要がある場合には当該指定を変更できるものとする。

3 町長は、基金の積み立て、管理及び処分その他の基金の運用に当っては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金の管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第6条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第7条 基金は、第1条に掲げる目的のため、町長が別に定める事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用)

第8条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 知床・羅臼まちづくり寄付条例施行規則

平成17年6月23日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、知床・羅臼まちづくり寄付条例(平成17年条例第32号。以下「条例」という。)に基づき、基金の積み立て、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受入れ)

第2条 条例第3条に規定する寄付金(以下「寄付金」という。)の受入れは、随時行うものとする。

2 寄付金は、寄付申込書(寄付採納願)(様式第1号)または募集により受け付けるものとする。

(事業の種類)

第3条 条例第4条第1項及び第7条に規定する町長が定める事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 知床の自然保護・保全に関する事業
- (2) 医療・保健・福祉のまちづくり推進に関する事業
- (3) 北方領土返還運動に関する事業
- (4) 中学校改築に関する事業

(寄付金台帳の作成)

第4条 寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳(様式第2号)を整備するものとする。

(寄付金の額)

第5条 寄付金は、1口5千円とする。ただし、町長が認める場合は、この限りではない。

(事業の報告)

第6条 町長は、毎年度半期と通期の運用状況について、町広報及びホームページにて報告しなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年7月20日規則第12号)

この規則は、平成24年7月20日から施行する。